

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】令和2年2月13日(2020.2.13)

【公表番号】特表2018-501967(P2018-501967A)

【公表日】平成30年1月25日(2018.1.25)

【年通号数】公開・登録公報2018-003

【出願番号】特願2017-527263(P2017-527263)

【国際特許分類】

B 24 D 3/00 (2006.01)

B 24 D 3/18 (2006.01)

C 09 K 3/14 (2006.01)

【F I】

B 24 D 3/00 3 4 0

B 24 D 3/18

C 09 K 3/14 5 5 0 Z

【誤訳訂正書】

【提出日】令和1年12月25日(2019.12.25)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0013

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0013】

細孔誘導材料は、一部の実施形態において、結晶性固体形態の - ピロンである。 - ピロン類は、5個の炭素原子と 1個の酸素原子と2つの2重結合とを有する環と、パラ位の炭素原子に結合した第2の酸素原子とを含む、複素環式化合物である。意外にも、少なくとも一部の - ピロン材料、例えばエチルマルトールが、ビトリファイド結合研磨物品の製造に関連してナフタレンの所望の性能特性を本質的に再現し、しかし環境には無害であることが見出された。例えばエチルマルトールは、特に毒性が高いという疑いもなければ、ナフタレンと同じ厳格な暴露限度が課されることもない。実際、エチルマルトールは食品添加物として、焼きたての味及び匂いを付与するため世界中で用いられている。メチルマルトールなどの他の - ピロン類もまた、本開示によって想定される。